

広島県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十三年  
広島県告示第百八十号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二〇五号廿日市駅通線

三 事業施行期間

平成二十三年三月三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし